盛岡市告示第 568 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の２第１項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該公示送達に係る文書は、財政部市民税課において保管し、送達を受けるべき者から請求があればいつでも交付する。

令和８年 11 月 12 日

盛岡市長　内　舘　　茂

１　公示送達する文書　　令和６年度及び令和７年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書

２　送達を受けるべき者　槌谷　雅人

（別添公示送達一覧表のとおり）

公示送達一覧表

番号	氏　名	賦課年度
1	槌谷　雅人	令和６年度
2	槌谷　雅人	令和７年度